

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名
被告 恵庭市 外2名

証 拠 説 明 書 (6)

2025 (令和7) 年2月7日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 船 山 暁 子

同 弁護士 中 島 哲

外

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 35	家畜排せつ物発生 量等記録表の記入 について (宮城県ウェブサ イト)	写し	H24. 9. 10	宮城県	搾乳している乳牛の排せつ物の量は、試験研究機関等の研究から、一頭一日あたり、糞が約45.5kg、尿が約13.5kgであると考えられていること
甲 36	写真	写し	R5. 11. 24	原告ら代理人弁護士中島哲	原告Bと原告Cが生活していたプレハブ小屋は、株式会社カナテック製の、「KKハウス」タイプの型式「FE30」という製品であり、製造年月日は2005（平成17）年4月であること等
甲 37	株式会社カナテックウェブサイト (FEシリーズ)	写し	R7. 1. 23	株式会社カナテック	①「KKハウス」タイプの型式「FE30」は、軽量鉄骨造で、外壁材が金属サイディング、内装材がプリント合板、屋根がガルバリウム鋼板であり、全長4500mm、全幅2300mm、全高2430mmであること ②内部には、40wの蛍光灯が2本設置可能であり、コンセントが3カ所、FFストーブ排気口が1カ所、換気扇が1カ所設置されていること ③この製品の用途が「事務所」「休憩所」「店舗」「物置」「その他」とされており、人が24時間生活する居住用としては想定されていないこと等
甲 38	株式会社カナテックウェブサイト (トイレシリーズ)	写し	R7. 1. 23	株式会社カナテック	株式会社カナテックはプレハブのトイレも複数製品として扱っていること等

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 39	気象庁ウェブサイト (恵庭島松における日ごとの最高気温及び最低気温のデータ) (2003年1月から2022年12月まで)	写し	R5. 7. 27	気象庁	①恵庭島松における日ごとの最高気温及び最低気温 ②当該地点においては冬期間の最低気温は氷点下20度を下回ることも珍しいものではないこと等	「Jan-03」は2003年1月を意味し、「Dec-22」は2022年12月を意味する
甲 40	「環境温度が与える生体への負荷と環境障害」 (日本内科学会雑誌108巻12号)	写し	R1. 12. 10	東京歯科大学市川総合病院救急科医師鈴木昌	日本内科学会雑誌において、医師が「環境温度は、疾病罹患や死亡率に影響する。」「気温の低下する冬季は、低体温症や入浴中急死に限らず、心血管疾患や呼吸器疾患等の死亡率が上昇する。」点を指摘し、「低温環境や高温環境は生体に負荷をかけている。」と明言し、「WHOは、冬季における室内温度として18℃以上を強く勧告している。」ことを指摘していること等	
甲 41	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所ウェブサイト (「寒冷環境下での作業に伴う健康リスクと予防方策」のページ)	写し	H23. 4. 1	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所は、寒冷環境で配慮すべき疾病、傷害として、「凍傷」や「冠動脈疾患(狭心症、心筋梗塞など)」を指摘していること等	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
甲 42	入院診療録 (えにわ病院) (原告Cについて) (H 2 5 年の入院)	写し	H25. 3. 7	えにわ病院	①原告Cは、右足関節脱臼骨折により平成2 5 年3 月7 日に、えにわ病院で手術を受けていること ②このときの手術記録に、外果(外くるぶし)の骨折部が前後に少し粉碎していたほか、内果(内くるぶし)について、「内果に靱帯はまったくついておらず切れている三角靱帯も古い断裂を思わせるような丸まった状態となっていた。」との記載があること ③「術前」「肥厚した皮膚に土が入り込んでいた 可及的にアルコールなど使いきれいにした」との記載があり、肥大して分厚くなった足の皮膚に土が入り込んで、医療行為に支障を来すレベルであったこと等	抜粋
甲 43	歯科診療録 (かたぎり歯科) (原告Bについて)	写し	R4. 8. 4～ R4. 12. 16	かたぎり歯 科医院	①原告Bは、令和4 年8 月4 日に、かたぎり歯科を初めて受診し、その際、「左上しみる」「顎痛い」「いろいろ治してほしい」と訴えていること ②原告Bは、同歯科受診の段階で、既に、左上第4 歯と左下第3 歯の2 本しか残存していなかったこと等	原告の住所及び電話番号については、原告ら代理人においてマスキングをした

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 44	国民健康保険歯科 診療録 (ファミリー歯科 クリニック) (原告Cについ て)	写し	R5.9.9～ R6.2.26	ファミリー 歯科クリ ニック	①原告Cは、令和5年10月7日の段階で、歯周病ポケットの深さは全ての歯において3mm以上(うち殆どの歯において中度歯周病とされる4mm以上)であったこと ②原告Cは、右下第5歯と右下第7歯において歯根骨折が認められ、同月10月7日の診療録には「全顎にわたり歯槽骨の吸収を認める」との記載があるなど、歯周病の進行をうかがわせる記述があること等	原告の住所及び電話番号については、原告ら代理人においてマスキングをした
甲 45	車両照会 (車台番号MC 2 2 S－6 8 3 9 8 4について)	写し	2024/07/0 1	札幌軽自動車検査協会	被告牧場経営者Zが、2009(平成21)年7月29日にスズキの軽自動車を購入していること等	
甲 46	登録事項等証明書 (現在記録及び保存記録) (車台番号AC R 4 0－0 0 2 1 1 2 0について)	写し	2024/07/0 3	札幌運輸支局	被告牧場経営者Zが、2009(平成21)年11月9日にトヨタのステーションワゴンを購入していること等	
甲 47	スズキウェブサイト (グレード検索サービス)	写し	2025/01/3 1	スズキ株式会社	甲45の軽自動車がいわゆるワゴンRであること	
甲 48	トヨタウェブサイト (グレード検索サービス)	写し	2025/01/3 1	トヨタ自動車株式会社	甲46の自動車がいわゆるエスティマXリミテッドであること	